

鹿屋市職員の再任用に関する規程の一部を改正する訓令

鹿屋市職員の再任用に関する規程（令和3年鹿屋市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規程は、再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員として鹿屋市が採用することをいう。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。